

図 4: 機関別の相対的な資産規模

(注) 1985 年度および 2003 年度末の総資産残高による比較であり、FISIM 対象金融機関の合計を 100% としている。証券会社を除く。

(出所) 日本銀行・資金循環勘定

 私募債には、私募特別債、私募社債等がある¹。1990年代後半以降、私募社債などに 関連した規制緩和が進み、近年ではその実態において多様化や変化がみられる。
⇒ 私募債をその実態的な機能に応じて区分して把握することが統計的に可能か、また、最近の私募債の実態をどのように理解すべきか。

なお、「有価証券の私募」とは、証券取引法上の概念であり、「有価証券の募集」に該当しないものである。開示義務が緩和されており、いわゆるプロ私募(適格機関投資家のみを相手方として取得の申込みの勧誘を行う場合)および少人数私募(50名未満の投資家に対して勧誘を行う場合)が規定されている²。

参考: 米国 NIPA の 2003 年改定における関連事項のポイント

米国 NIPA においては、2003 年 12 月リリースの改定の一部として、金融、保険サービスの把握の方法その他いくつかの点での変更が行われている 3 。

¹地方債においても証書形式を含む銀行等引受地方債があり、その残高は 2002 年度末で 55.3 兆円、2003 年度発行額は 4.7 兆円である (総務省資料ほか)。私募特別債は政府関係機関の発行した私募債であり (政府保証付を含む)、2004 年末の現存額は 30.2 兆円、年間発行額は 2.2 兆円、私募社債の 2004 年末の現存額は 10.1 兆円(約 37,000 銘柄)、年間発行額は 3.2 兆円である (日本証券業協会資料)。

²現存する私募社債の債券属性については、四半期ごとに日本証券業協会から発行されている「私募社債便 覧」により把握できる。

^{3&}quot;Preview of the 2003 Comprehensive Revision of the National Income and Product Accounts", Survey of Current Business, June 2003 による。詳細については原文および "Measuring the Services of Commercial